

役員等報酬規程

(役員等の報酬)

第1条 理事長の理事長業務に対する報酬は月額10万円とする。

2. 業務執行理事の業務に対する報酬は月額8万円とする。
3. 理事長・業務執行理事を除く理事は無報酬とする。
4. 評議員の報酬は、定款の定めにより、無報酬とする。
5. 評議員選任・解任委員の報酬は、無報酬とする。

(業務)

第2条 理事長、業務執行理事及び事務局長の業務は次の通りとする。

- ① 1年を通じ概ね週1回以上法人事務所等において、別紙（理事長、業務執行理事及び事務局長の業務）に定める業務を行う。
- ② 業務執行理事は、前号以外に理事長不在の場合の理事長業務及び理事長が特別に指示若しくは命じた事項とする。
- ③ 事務局長の業務は、第1号以外に事務局会議内規の中に謳われているもの及び理事長が特別に指示若しくは命じた事項とする。

(報酬の減額)

第3条 第1条の理事長、業務執行理事の報酬は、前条の基準に達しない時には、理事会の議を経て、実態に応じた報酬に減額する。

(交通費)

第4条 評議員、評議員選任・解任委員、理事、監事には、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会出席ごとに交通費として3千円を支給する。

2. 理事長、業務執行理事及び事務局長には評議員会、評議員選任・解任委員会、事務局会議、理事会出席時の交通費は支給しない。ただし、交通費実費については、請求にもとづき支給する。
3. 事務局会議出席ごとに理事に交通費として3千円を支給する。
4. 事務局員（職員）への交通費は支給しない。
5. 役員が出張を命ぜられた場合は、別に定める旅費規程を準用する。

(監事の報酬)

第5条 監事が定期又は臨時に監査を行う場合には、おおよそ半日に対し5千円を支給する。

附 則

1. この規程は2005年8月17日より施行する。
2. この規程は2006年6月1日に変更する（理事と監事の交通費）
3. この規程は2006年11月11日に変更する（監事の報酬）
4. この規程は2007年3月17日に変更する（報酬月額）
5. この規程は2008年2月23日に変更する（業務）
6. この規程は2009年10月31日に変更する（特別報酬）
7. この規程は2010年12月18日に変更する（部会の数を減らす）
8. この規程は2014年5月24日に変更する（理事の交通費）
9. この規程は2016年4月1日に変更する（第1条第3項の削除）
9. この規程は2017年2月25日に変更する（評議員、評議員選任・解任委員の設置に伴う追加等及び第6条の削除）
10. この規程は2017年（H29）6月24日に変更する（第1条に3項を追加し以下3項は4項、4項は5項とする。）

理事長、業務執行理事、事務局長の業務

業務内容	担 当		
	理 事 長	業務執行 理事	事務局長
法人事業方針(案)立案	○	○	—
法人予算及び補正予算(案)編成	○	○	—
法人中長期計画(案)立案	○	○	----
法人事業報告(案)起案	○	○	----
月次報告の点検及び補正	○	○	----
理事会招集に関連する事務的業務 (議案整理、開催通知等)	○	○	○
理事会関係の資料、文書、印鑑等の保管、管理、整理	△		○
園運営、経営に関する諸資料の収集、調査、研究	○	○	----
法務局、兵庫県、西宮市、保健所、県社協等官公庁 との手続き・諸届・調査業務	○	○	○
取引銀行、業者等との交渉	△	○	○
職員の採用、休業、退職、契約、更新等に関する 事務的事項	△	○	○
会計処理の統括的管理、指導		○	○
諸規程の改廃、整備	○	○	○
園業務の遂行状況の把握及び改善指示	○	○	----
法人の職員研修の起案、準備、実行	○	○	○
事務員に対する庶務、経理の指導・点検	△	○	○
地域・地元との友誼、交流の促進 (自治会、青愛協、福祉諸施設等)	○	△	○
全国及び県等の経営懇との連携、交流	○	△	○
職場労組、上部団体との折衝、交渉等	○	○	△
「つくる会」、保護者会、その他の関連 団体との協力、共同の強化に関すること	○	○	○
事務局会議の開催及び運営、事務局業務の見直し	○	○	○
業務遂行上有益な研修参加、県社協経営相談室活用	○	○	○

注：園長が事務局長を兼務する場合、園長業務は原則として8時30分から17時30分、事務局長は17時30分から19時30分まで職務を遂行する。事務局長は原則として週1回以上園にて就労。